

# — 働き方改革関連法 — 「同一労働同一賃金」「時間外労働の上限規制」 の要点と実務対応

【顧問先様限定！】

2020年4月1日より、パートタイム有期雇用労働法が施行され、  
いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」の適用がスタートします。

これにより、短時間労働者や有期雇用労働者、派遣労働者と通常の労働者  
(正社員)との間で不合理な待遇差の解消が必要となり、難しい対応が求めら  
れることとなります。

パートタイム有期雇用労働法のポイントと「同一労働同一賃金」が必要と  
される内容を押さえた説明となります。

また、今般働き方改革の一環として労働基準法の改正がされ、時間外労働の  
上限が法律に規定されました。2020年4月1日より中小企業も適用されます。

人事制度や、就業規則を変更する際に具体的にどうすればよいのか、  
どのような点に注意をすればいいのか、企業が対応すべきポイントを「実務」  
の観点から解説します。

## ●セミナー内容

### ①「上限規制」の内容

上限規制をふまえた36協定の作成  
36協定の厳守と罰則

### ②同一労働同一賃金の内容

同一労働・同一賃金の実務対応  
同一労働同一賃金の運用スケジュール  
賃金管理・労働時間管理について



2020年3月4日(水) 各回 定員20名様 ※先着

- 日程 10時～12時30分(受付9時30分～)  
14時～16時30分(受付13時30分～)

- 講師 社会保険労務士 森田 淳子  
社会保険労務士 塚本 有紀

- 会場 〒314-0127 神栖市木崎1219-7 かみす防災アリーナ 中会議室

- 受講料 顧問先様 無料

記入欄

必要事項をご記入の上、  
右記宛にFAXにてお送りください。

0299-96-9418

会社名	受講者名①	フリガナ
希望回  どちらかに○を付けてください。 ※内容は同じです  午前回 ・ 午後回	受講者名②	フリガナ
	受講者名③	フリガナ

※ ご記入いただきました個人情報弊社主催セミナー関連以外には使用致しません。  
※ また、管理は厳重に行い、第三者への開示等(法的義務に伴う要請を受けた場合を除く)は一切致しません

共催

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-34  
佐久間ビル203号室  
TEL: 029-244-6577  
HP: <https://www.blueearthinfo.com/>



株式会社  
BLUE EARTH